

広島県水道広域連合企業団個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第7号

広島県水道広域連合企業団個人情報の保護に関する法律施行条例

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、議会、企業長、監査委員及び選挙管理委員会をいう。

(開示決定等の期限)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料)

第5条 実施機関に対し開示請求をする者が法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の区分及び金額は、別表に定めるとおりとする。ただし、次に掲げる場合には手数料を徴収しない。

(1) 実施機関が法第82条第2項の決定をした場合

(2) 開示請求者が閲覧の方法により開示を受ける場合

(3) 開示請求者が電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示請求を行い、当該電子情報処理組織による交付を受ける場合

（運用状況の公表）

第6条 企業長は、毎年1回、各実施機関における個人情報保護制度の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分	金 額
カラーで複写され、又は出力された用紙の交付	用紙1枚につき20円（用紙の両面を用いるときは、40円）
白黒で複写され、又は出力された用紙の交付	用紙1枚につき10円（用紙の両面を用いるときは、20円）
電磁的記録を光ディスクに複写することによる交付	1枚につき100円

備考 用紙及び光ディスクの規格は、企業長が別に定める。